

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定により、平成13年12月25日付けで届け出られた大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第4項の規定により本市の意見を述べましたので、法第8条第6項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成14年8月23日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルタウン竹田店（仮称）

京都市伏見区竹田中島町100ほか8筆

2 意見の概要

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、隣接地に建設中の大規模小売店舗（ホームセンター）の交通面での影響を踏まえた配慮が必要であると判断する。

3 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成14年8月23日（金）から平成14年9月24日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

(産業観光局商工部商業振興課)